

企画総務委員会  
令和7年11月28日

墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例(案)概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、特定任期付職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改定する。

給料月額

号給	現 行	改 正 案
1	392,000円	408,000円
2	433,000円	451,000円
3	483,000円	503,000円
4	544,000円	566,000円
5	614,000円	639,000円
6	697,000円	725,000円
7	789,000円	821,000円

期末手当及び勤勉手当

	年 間 支 給 月 数		
	現 行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
期末手当	2.00	2.025(+0.025)	2.025(+0.025)
6月	1.000	1.000(-----)	1.0125(+0.0125)
12月	1.000	1.025(+0.025)	1.0125(+0.0125)
勤勉手当	1.85	1.875(+0.025)	1.875(+0.025)
6月	0.925	0.925(-----)	0.9375(+0.0125)
12月	0.925	0.950(+0.025)	0.9375(+0.0125)
合計	3,85	3.90(+0.05)	3.90(+0.05)

2 施行期日等

給料月額の改定並びに本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正  
公布の日

給料月額の改定は、本年4月1日から適用する。

令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和8年4月1日